

令和7年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載契約書

兵庫県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、兵庫県本庁の令和7年度用品単価契約に係る事務用共通封筒（以下「県封筒」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨及び契約内容）

第1条 乙は、別紙の「令和7年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載要領」（以下「要領」という。）に基づき、甲が令和7年度に調達する県封筒に広告を掲載し、甲に対し、広告掲載料を支払うものとする。

2 契約の内容は、この契約書に定めるもののほか、要領に定めるとおりとする。

（契約金額）

第2条 この契約に基づく契約金額（広告掲載料）は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金〇〇〇円（※**契約金額の100分の10以上**）を納付する。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（契約金の納付）

第4条 乙は、第2条に定める契約金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を令和7年4月30日までに、甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を契約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の金額を納付期限までに納付しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議による契約変更又は解除）

第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、契約の全部若しくは一部を解除し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

(2) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、乙は契約金額の10分の1

に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第8条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第9条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第10条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用等)

第12条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(補則)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤元彦

乙 (住所)

(事業者名)

(代表者氏名)